

令和2年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添2-1

(公正取引委員会2-②)

施策名	公正な取引慣行の推進 下請法違反行為に対する措置					
施策の概要	書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査(実地調査、招致調査等)を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置(法的措置[下請法第7条に基づく勧告]又は指導)を講ずる。					
達成すべき目標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処することにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	119,638	110,638	127,555	174,807
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	119,638	110,638		
執行額(千円)	110,659	91,490				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)					

測定指標	勧告事件の処理期間	実績値					評価対象年度 28年度～令和元年度	達成 進展が 大きくない	
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
		50.0%	36.4%	55.6%	42.9%	42.9%			
	年度ごとの目標値		10か月以内						
	指導事件の処理期間	実績値					評価対象年度 28年度～令和元年度	達成 相当程度 進展あり	
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
		96.9%	96.0%	96.0%	96.5%	97.2%			
	年度ごとの目標値		3か月以内						
	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度 28年度～令和元年度	達成 相当程度 進展あり	
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度			
		別紙のとおり。							
	年度ごとの目標値								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	(判断根拠) 「下請法違反事件の処理期間」については、勧告事件の処理期間の目標達成率は56%未満であり進展が大きくはなかったものの、下請法事件処理件数のほとんどを占める指導事件の処理期間の目標達成率は96%以上であり、総じて相当程度進展があったものと考えられる。 また、「下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況」については、措置件数の増加などにより一定の効果を挙げており、取組が相当程度進展したと考えられる。
施策の分析	本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、かつ、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために、担当職員に対する研修等のさらなる強化及び調査手法についての検討が課題として挙げられる。

評価

<p>Ⅲ 結果</p>	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策】 下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するため、引き続き、書面調査等による情報収集を行い、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処する。</p> <p>【測定指標】 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、勧告事件の処理期間について以下の点を改善する必要がある。 下請法は、独占禁止法と比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるところ、平成28年度の勧告事件11件中7件、平成29年度の勧告事件9件中4件、平成30年度の勧告事件7件中4件、令和元年度の勧告事件7件中4件が目標処理期間の10か月以内に処理できなかった。このため、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。 ① 担当職員に対する研修を強化し、引き続き「下請法違反事件処理マニュアル」の整備を図るとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、報告会を開催するなどにより情報の共有化を図る。 ② 過去の事件を検証することにより調査期間の短縮のための取組を検討し、実施する。</p>
-----------------	---------------------------	--

<p>学識経験を有する者の知 見の活用</p>	<p>○ 平均処理期間の計算において、処理期間があまりに長いものなど、外れ値を除いて計算するとより適切に効果を把握することができるのではないか。(中村委員) (外れ値を除外した計算については、今後検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 書面調査の実施がやはり重要であることが理解できた。書面調査については、特に下請事業者対象分についてオンラインによる回答もできるとよいのではないか。(多田委員) (下請事業者向けの定期調査は紙であるが、オンラインで申告が可能である旨回答した。)</p> <p>○ 勧告事件について、標準的な事件に当てはまらない例外的な事件については、「10か月」という処理期間の目標値とは異なるものにしてはどうか。例外的な対応が許されない状況だと目標が職員の間で十分に共有されないのではないか。(南島委員) (今後検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 勧告事件の処理期間について、目標処理期間を超えた理由として、他律的な要因をあげているが、コントロールが可能な自律的な要因によりどこまで期間を短縮できるのか分析・検討してはどうか。(小林委員) (今後プロセスごとに原因を分析し検討することとしたい旨回答した。)</p> <p>○ 勧告事件の処理期間について、処理にかかった期間をプロセスごとに比較して、期間が長くなってしまった原因を分析することが必要。現状のままではうまく評価しきれていないように思う。(池谷委員)</p>
-----------------------------	---

<p>政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報</p>	<p>①「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年5月24日</p> <p>②「平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成30年5月31日</p> <p>③「平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和元年5月29日</p> <p>④「令和元年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年5月27日</p> <p>(注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>下請取引調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>下請取引調査室長 山岡 誠朗</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>令和2年4月～7月</p>
--------------	----------------	----------------------------	---------------------------	----------------------	------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
測定指標	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処した。
		① 下請取引に係る書面調査の実施状況 [親事業者数: 39,101名, 下請事業者数: 214,000名](注1・2)	① 同左 [親事業者数: 39,150名, 下請事業者数: 214,500名]	① 同左 [親事業者数: 60,000名, 下請事業者数: 300,000名]	① 同左 [親事業者数: 60,000名, 下請事業者数: 300,000名]	① 同左 [親事業者数: 60,000名, 下請事業者数: 300,000名]
		② 違反事件の処理件数(勧告)[4件]	② 同左[11件]	② 同左[9件]	② 同左[7件]	② 同左[7件]
		③ 違反事件の処理件数(指導)[5,980件]	③ 同左[6,302件]	③ 同左[6,752件]	③ 同左[7,710件]	③ 同左[8,016件]
		④ 不利益の原状回復を受けた下請事業者数[7,760件]	④ 同左[6,514件]	④ 同左[11,025件]	④ 同左[10,172件]	④ 同左[7,469件]
		⑤ 措置により原状回復された下請事業者の不利益[13億2622万円](注3)	⑤ 同左[23億9931万円]	⑤ 同左[33億6716万円]	⑤ 同左[6億7068万円]	⑤ 同左[27億7651万円]
		⑥ 自発的申出件数[52件]	⑥ 同左[61件]	⑥ 同左[47件]	⑥ 同左[73件]	⑥ 同左[78件]
		⑦ 自発的申出により不利益の原状回復を受けた下請事業者数[4,524件]	⑦ 同左[2,551件]	⑦ 同左[1,068件]	⑦ 同左[804件]	⑦ 同左[1,926件]
	⑧ 自発的申出により原状回復された下請事業者の不利益[9億9147万円]	⑧ 同左[6億4449万円]	⑧ 同左[18億4795万円]	⑧ 同左[1億843万円]	⑧ 同左[5849万円]	
年度ごとの目標値	下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処する。					

(注1) 下請法では、委託取引の内容及び取引を委託する事業者の資本金、受託する事業者の資本金等によって「親事業者」及び「下請事業者」を定義している。

(注2) 下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあることから、親事業者及びその下請事業者を対象として、定期的に書面調査を行っている。

(注3) 公正取引委員会の措置に基づき、親事業者が下請事業者が被った不利益について原状回復措置(減額した下請代金の返還等)した額の総額。

実績評価書資料

担当課 下請取引調査室

1. 評価対象施策**公正な取引慣行の推進**

下請法違反行為に対する措置

【具体的内容】

書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置〔下請法第7条に基づく勧告〕又は指導）を講ずる。

2. 施策の目標（目標達成時期）

下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速かつ的確に対処することにより、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護する（平成28年度～令和元年度）。

3. 評価の実施時期

令和2年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 下請法違反事件の処理期間
平成28年度ないし令和元年度における勧告事件及び指導事件の処理期間は、表1及び表2のとおりである。

表 1 勧告事件における調査開始後10か月以内の処理の割合及び処理期間

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
勧告件数	11件	9件	7件	7件
うち10か月以内の処理件数	4件	5件	3件	3件
10か月以内の処理件数の比率	36.4%	55.6%	42.9%	42.9%
勧告事件平均処理日数	426日	351日	358日	355日

表 2 指導事件における調査開始後3か月以内の処理の割合

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
96.0%	96.0%	96.5%	97.2%

(2) 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況

ア 下請取引に係る書面調査の実施状況

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を被っている場合であっても、その取引の性格上、下請事業者から親事業者の違反行為が公正取引委員会等に情報提供されることが期待しにくい。そこで、公正取引委員会では、親事業者及びその下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施して、違反行為の発見に努めている^(注)。平成28年度ないし令和元年度における書面調査の実施状況は、表3のとおりである。

(注) 親事業者向けの書面調査は、業種、資本金の規模等を勘案しつつ、年度ごとに下請取引を行っていると思われる事業者を抽出して実施。下請事業者向けの書面調査は、親事業者から提出された下請事業者名簿から抽出して実施。

表 3 書面調査の実施状況 (単位：名)

	調査対象親事業者数	調査対象下請事業者数
平成28年度	39,150 (0.1%)	214,500 (0.2%)
平成29年度	60,000 (53.3%)	300,000 (39.9%)
平成30年度	60,000 (0.0%)	300,000 (0.0%)
令和元年度	60,000 (0.0%)	300,000 (0.0%)

(注) 括弧内は、対前年度増加率である。

イ 下請法違反事件の処理状況

(7) 新規着手件数

平成28年度ないし令和元年度における新規着手件数及び端緒情報の内訳は、表4のとおりである。

表4 下請法違反事件の新規着手件数及び端緒情報の内訳 (単位：件)

	端緒の種類			合計
	書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	
平成28年度	6,477 (98.3%)	112	0	6,589
平成29年度	7,173 (98.7%)	97	1	7,271
平成30年度	7,757 (98.2%)	141	0	7,898
令和元年度	8,360 (98.1%)	155	0	8,515

(注) 括弧内は、合計に対する書面調査の割合である。

(1) 処理件数

平成28年度ないし令和元年度における下請法違反被疑事件の処理件数は、表5のとおりである。

表5 下請法違反事件の処理件数 (単位：件)

	処理件数				
	措置		小計	不問	合計
	勧告	指導			
平成28年度	11	6,302	6,313	290	6,603 (5.3%)
平成29年度	9	6,752	6,761	307	7,068 (7.0%)
平成30年度	7	7,710	7,717	382	8,099 (14.6%)
令和元年度	7	8,016	8,023	292	8,315 (2.7%)

(注) 括弧内は、対前年度増加率である。

ウ 措置によって直接保護された下請事業者の利益

平成28年度ないし令和元年度において、公正取引委員会の措置によって原状回復された下請事業者の利益は、表6のとおり、平成28年度は総額23億9931万円相当、平成29年度は総額33億6716万円相当、平成30年度は総額6億7068万円相当、令和元年度は総額27億7651万円相当であった。そのうち、自発的申出により原状回復された下請事業者の利益は、表7のとおりであった。

表6 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況 (単位：名、万円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
下請代金の 減額	減額分の返還を行った親事業者数	131	140	120	104
	減額分の返還を受けた下請事業者数	4,060	7,659	4,593	4,087
	減額分の返還の年度総額	184,452	167,800	18,367	176,191
返品	商品の引取りを行った親事業者数	2	11	7	11
	商品の引取りを受けた下請事業者数	17	107	59	106
	親事業者が引取りを行った商品の年度総額	33,957	360	1911	66,438
下請代金の 支払遅延	遅延利息の支払を行った親事業者数	144	138	165	132
	遅延利息の支払を受けた下請事業者数	2,076	3,015	4,901	2,931
	遅延利息の支払の年度総額	6,958	19,675	42,288	32,026
不当な経済 上の利益提 供要請	利益提供分の返還を行った親事業者数	8	8	7	8
	利益提供分の返還を受けた下請事業者数	98	47	346	229
	利益提供分の返還の年度総額	2,190	633	1,750	2,556
受領拒否	商品を受領することとした親事業者数	-	3	1	1
	商品の受領が行われることとなった下請事業者数	-	162	1	1
	親事業者が受領することとした商品の年度総額	-	147,624	162	208
割引困難な 手形の交付	金利負担額を支払った親事業者数	1	1	2	1
	金利負担額を受けた下請事業者数	5	5	8	10
	親事業者が支払った金利負担額の年度総額	44	158	5	109
購入・利用 強制	購入等強制相当額の返還を行った親事業者数	7	2	5	4
	購入等強制相当額の返還を受けた下請事業者数	221	10	152	94

	購入等強制相当額の返還の年度総額	2,359	6	225	61
不当な給付内容の変更及びやり直し	不利益相当分の返還を行った親事業者数	3	-	2	2
	不利益相当分の返還を受けた下請事業者数	3	-	3	4
	不利益相当分の返還の年度総額	1,498	-	24	49
有償支給原材料等の対価の早期決済	負担分の返還を行った親事業者数	5	4	9	3
	負担分の返還を受けた下請事業者数	24	19	95	5
	負担分の返還の年度総額	58	168	2,088	6
買ったたき	差額分の返還を行った親事業者数	1	1	3	2
	差額分の返還を受けた下請事業者数	10	1	14	2
	差額分の返還の年度総額	8,411	289	244	3
合計	親事業者数	302	308	321	268
	下請事業者数	6,514	11,025	10,172	7,469
	原状回復額	239,931	336,716	67,068	277,651

表7 自発的申出により原状回復された下請事業者の不利益等

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自発的申出件数	61件	47件	73件	78件
自発的申出により不利益の原状回復を受けた下請事業者数	2,551名	1,068名	804名	1,926名
自発的申出により原状回復された下請事業者の不利益	6億4449万円	18億4795万円	1億843万円	5849万円

6. 評価

(1) 必要性

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するためには、下請事業者に及ぼす不利益が大きい事件等について積極的に勧告して公表し、それ以外の事件については迅速に指導を行い、下請事業者が被った不利益について原状回復を図るなど、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処する必要がある。

(2) 有効性

ア 下請法違反事件の処理期間

下請法違反事件に対する迅速な処理は、下請事業者が被っている不利益が早期に回復されることから、下請取引の公正化の推進及び下請事業者の利益の保護に有効である。

勧告事件については、表1のとおり、目標処理期間の10か月以内に処理した事件の割合は、平成28年度が36.4%（11件中4件）、平成29年度が55.6%（9件中5件）、平成30年度が42.9%（7件中3件）、令和元年度が42.9%（7件中3件）となっている。平成28年度の30%台から平成29年度には50%台に割合が上がったものの、平成30年度及び令和元年度は40%台となっており、目標を100%達成することはできなかった。他方で、平均処理日数はおおむね12か月以内に収まっており、目標と大きく乖離しているわけではなく、下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益の保護に向けて、一定の効果はあったといえる。

勧告事件処理について、目標処理期間の10か月超を要した事件は平成28年度が11件中7件、平成29年度が9件中4件、平成30年度が7件中4件、令和元年度が7件中4件と、おおむね半数程度であった。目標処理期間を超えた原因・理由は、

- ① 関係人と下請事業者との取引の内容が定型化されておらず、下請事業者又は商品によって区々であったため、当該下請事業ごと又は商品ごとに実態解明をする必要が生じ、事実関係の立証に時間を要した案件があったこと
- ② 関係人が原状回復額の算定に係るチェック表をあらかじめ定めた期限までに提出しない、関係人の事情により関係人が供述調書の作成に協力的でない等、関係人が調査に協力しないことが原因で事実関係の立証に時間を要した案件があったこと
- ③ 関係人が当委員会の調査結果について不服を申し立て、意見を提出したため、当委員会において関係人から提出された意見等に対する考え方の整理を行い、当該考え方を関係人に説明し納得を得るために時間を要した案件があったこと

等主に他律的なものであった。

なお、勧告事件については、調査部門の職員の証拠の収集・分析等の事件調査に係るノウハウの向上・蓄積を行ったり、調査手法の見直しを行うことで処理期間の短縮につなげることができると考えられる。この点、従前から、担当職員に対する研修を実施し、「下請法違反事件処理マニュアル」の整備を図るとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、報告会を開催するなどにより情報の共有化を図ってきたところ、当該取組の成果が十分であったとはいえない。その理由としては、研修の所要時間を十分に確保できなかったこと、十分に共有が図られていない情報があったことなどが考えられる。また、調査手法については、過去の事件を検証して調査手法の見直しにつなげることが考えられる。したがって、担当職員に対する研修の取り組みを更に強化するとともに、過去の事件を検証する取組を実施することが必要となるものと考えられる。

他方、指導事件については、目標処理期間の3か月以内に処理を行った件数の割合が、平成28年度が全体の96.0%、平成29年度が全体の96.0%、平成30年度が全体の96.5%、令和元年度が全体の97.2%と上昇傾向にあるとともに、常に90%台後半の高い割合を維持できており、おおむね目標が達成できているといえる。

以上のように、下請法違反事件は、おおむね迅速に処理できており、下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益の保護に有効であったと評価できる。

イ 下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況

(7) 下請取引に係る書面調査の実施

表4のとおり、下請法違反事件に着手する際の端緒情報の内訳は、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが、平成28年度は6,477件、平成29年度は7,173件、平成30年度は7,757件、令和元年度は8,360件であり、いずれの年度も新規着手件数の98.1%以上となっている。

下請法違反事件の新規着手件数のうち申告を端緒とするものの件数が非常に少ないことから、被害を受けた下請事業者は、取引への影響を憂慮し、行政機関に相談することを躊躇する傾向があるといえ、書面調査による情報収集は、下請取引の公正化の推進、下請事業者の利益の保護に有効であったといえる。

(4) 下請法違反事件の処理

従来から下請法違反事件については積極的な処理に努めており、勧告件数及び指導件数の合計（以下「措置件数」という。）は、平成28年度から令和元年度のいずれの年度も昭和31年の下請法施行以降最多を更新している。

措置件数の内訳をみると、勧告事件は平成28年度の11件から、平成29年度は9件、平成30年度は7件、令和元年度は7件と減少しているが、指導事件は、平成28年度は6,302件、平成29年度は6,752件、平成30年度は7,710件、令和元年度は8,016件と、毎年度300件以上増加している。勧告は、違反の対象となった下請事業者数、当該下請事業者が被った不利益の額などを総合的に判断して、下請事業者の受けた不利益が重大と認められた場合に行うのに対し、指導は、発注書面の記載不備、比較的少額の支払遅延、減額等の事案について、迅速に指導し、下請事業者の不利益を早期に回復することを目的としている。勧告件数が減少しているのは、この期間において、結果的に、勧告に結び付く事案が少なかったということにすぎず、措置件数が過

去最多を更新し続けていることは、それだけ多くの下請事業者の不利益が回復されたことを意味している。

これらのことから、平成 28 年度ないし令和元年度の下請法違反事件の処理は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益の保護に有効であったといえる。

(ウ) 措置によって直接保護された下請事業者の利益

表 6 のとおり、平成 28 年度ないし令和元年度において、親事業者が講じた原状回復措置により保護された下請事業者の利益は、平成 28 年度は総額 23 億 9931 万円相当、平成 29 年度は総額 33 億 6716 万円相当、平成 30 年度は総額 6 億 7068 万円相当、令和元年度は総額 27 億 7651 万円相当となっており、4 年間の合計で 92 億 1366 万円相当と多額になっている。このように、公正取引委員会の下請法違反事件の処理により、多額の不利益が直接下請事業者に還元されていることから、下請法違反事件の措置は、下請事業者の利益の保護に有効であったといえる。

このうち、自発的申出に係る原状回復措置により保護された下請事業者の利益は、平成 28 年度は総額 6 億 4449 万円相当、平成 29 年度は総額 18 億 4795 万円相当、平成 30 年度は総額 1 億 843 万円相当、令和元年度は総額 5849 万円相当となっており、4 年間の合計で 26 億 5936 万円相当であり、全体の相当部分を占めている。また、自発的申出が、制度上、早期の原状回復措置に資するものであることを踏まえると、自発的申出による原状回復については、下請事業者の利益の保護に有効であったといえる。

(3) 効率性

前記(2)アのとおり、指導事件については、表 2 のとおり、そのほとんどが目標処理期間内の 3 か月以内に処理されているのに対し、勧告事件の一部は目標処理期間の 10 か月以内に処理できていない。この要因として、研修、「下請法違反事件処理マニュアル」の整備等を通じたノウハウの向上・蓄積等が不十分であったことも考えられることから、担当職員に対する研修等をさらに強化し、また、調査手法の改善について検討することにより、事件処理の効率性を向上させる必要がある。

さらに、本件取組について費用面から分析すると、平成 28 年度ないし令和元年度の 4 年間における下請法違反事件の処理に係る予算は約 48 億円であるところ、下請法違反事件への措置によって直接保護された下請事業者の利益額（原状回復額）は、当該 4 年間で 92 億 1366 万円相当となっており、下請取引の公正化の推進及び下請事業者の利益の保護という目的に対し、少なくとも事件処理にかけた予算の約 2 倍の効果があつたものといえ

る。

また、自発的申出による原状回復については、原状回復を受けた事業者数や保護された下請事業者の利益額に関して年度ごとに変動がある一方で、申出件数は、平成30年度及び令和元年度は、平成28年度及び平成29年度と比べて増加しているなど、継続して利用されており、下請事業者の利益の保護が効率的に実現されているものと考えられる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(1) 判断根拠

「下請法違反事件の処理期間」については、勧告事件の処理期間の目標達成率は56%未満であり進展が大きくなかったものの、下請法事件処理件数のほとんどを占める指導事件の処理期間の目標達成率は96%以上であり、総じて相当程度進展があったものと考えられる。

また、「下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等への対処状況」については、措置件数の増加などにより一定の効果を挙げており、取組が相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、かつ、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できるが、勧告事件の処理期間の短縮のために、担当職員に対する研修等のさらなる強化及び調査手法についての検討が課題として挙げられる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するため、引き続き、書面調査等による情報収集を行い、下請法違反行為に迅速かつ的確に対処する。

(1) 測定指標

本件取組は、下請取引の公正化を推進し、下請事業者の利益を保護するために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があったと評価できることから、各測定指標とも、現在の目標を維持していくこととするが、勧告事件の処理期間について以下の点を改善する必要がある。

下請法は、独占禁止法と比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るものであるところ、平成 28 年度の勧告事件 11 件中 7 件、平成 29 年度の勧告事件 9 件中 4 件、平成 30 年度の勧告事件 7 件中 4 件、令和元年度の勧告事件 7 件中 4 件が目標処理期間の 10 か月以内に処理できなかった。このため、処理期間の短縮に向けて以下の取組を進める必要がある。

- ① 担当職員に対する研修を強化し、引き続き「下請法違反事件処理マニュアル」の整備を図るとともに、事件処理において特に検討を要した点や対応を工夫した点について、報告会を開催するなどにより情報の共有化を図る。
- ② 過去の事件を検証することにより調査期間の短縮のための取組を検討し、実施する。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 平均処理期間の計算において、処理期間があまりに長いものなど、外れ値を除いて計算するとより適切に効果を把握することができるのではないか。 (外れ値を除外した計算については、今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	中村委員
<p>○ 書面調査の実施がやはり重要であることが理解できた。書面調査については、特に下請事業者対象分についてオンラインによる回答もできるとよいのではないかと。 (下請事業者向けの定期調査は紙であるが、オンラインで申告が可能である旨回答した。)</p>	多田委員
<p>○ 勧告事件について、標準的な事件に当てはまらない例外的な事件については、「10 か月」という処理期間の目標値とは異なるものにしてはどうか。例外的な対応が許されない状況だと目標が職員の間で十分に共有されないのではないか。 (今後検討することとしたい旨回答した。)</p>	南島委員
<p>○ 勧告事件の処理期間について、目標処理期間を超えた理由として、他律的な要因をあげているが、コントロールが可能な自律的な要因によりどこまで期間を短縮できるのか分析・検討してはどうか。 (今後プロセスごとに原因を分析し検討することとしたい旨回答した。)</p>	小林委員
<p>○ 勧告事件の処理期間について、処理にかかった期間</p>	池谷委員

をプロセスごとに比較して、期間が長くなってしまった原因を分析することが必要。現状のままではうまく評価しきれないように思う。	
---	--